

## 一般社団法人教育ネットワーク中国 大学間・高大連携委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、教育ネットワーク中国定款第37条及び運営委員会規程第3条3項に基づき、大学間・高大連携委員会に関して必要な事項を定める。

### (所掌事項)

第2条 大学間・高大連携委員会は以下の事項を所掌する。

- (1) 単位互換の促進
- (2) 大学間の教育交流に関する事
- (3) キャンパスリポーター制度に関する事
- (4) 高校と大学の円滑な接続及び相互理解の促進
- (5) 生涯学習に関する事
- (6) 上記のほか単位互換および高大連携並びに生涯学習に必要な業務

### (委員会の構成)

第3条 大学間・高大連携委員会は会員の教職員によって構成する。

- 2 委員会には必要に応じて関係者の出席を認めることができる。

### (委員)

第4条 大学間・高大連携委員は、代表理事が指名し、理事会において承認を得、社員総会に報告するものとする。

- 2 委員の任期は2年とする。

### (委員長・副委員長)

第5条 大学間・高大連携委員会の委員長、副委員長は委員の中から代表理事が指名する。

### (小委員会の設置)

第6条 大学間・高大連携委員会の委員長は必要に応じて小委員会を設置することができる。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。